

令和2年5月26日

各指定障がい福祉サービス（通所・短期入所）事業所 管理者様
各指定障がい児支援（通所・短期入所）事業所 管理者様
各地域活動支援センター 施設長様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい福祉課長
障がい支援課長
運営指導課長

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置の解除に伴う
通所又は短期間の入所利用について

平素より本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。また、新型コロナウイルス感染症に対する取組につきましては、この間、適切な支援にご尽力いただきありがとうございます。

さて、令和2年5月21日に開催された大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において、5月23日以降、緊急事態措置が原則解除となりました。

これに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく、社会福祉施設等における通所又は短期間の入所の利用者に対する利用自粛要請が解除され、別紙のとおり令和2年5月25日付けで大阪府福祉部障がい福祉室長から通知が発出されました。

これを受けまして、本市としましては、令和2年4月15日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の予防及び感染拡大防止の為の通所又は短期間の入所利用者に対する利用自粛の呼びかけについて（依頼）」による協力のお願いを終了いたします。

各事業所等におかれましては、引き続き、適切な感染予防及び感染拡大防止の取組みの実施をお願いいたします。

【別紙】

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言解除区域に伴う対応について（令和2年5月25日 大阪府福祉部障がい福祉室長）

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい福祉課 Tel：06-6208-8071 Fax：06-6202-6962

障がい支援課 Tel：06-6208-7986 Fax：06-6202-6962

運営指導課 Tel：06-6241-6520 Fax：06-6241-6608